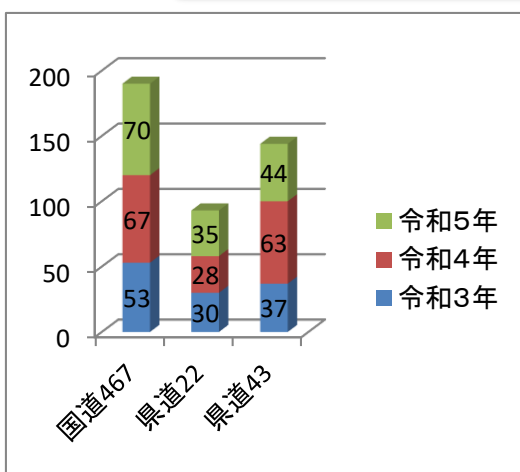


速度取締り指針

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
県道22号線	7:00 ～ 12:00 14:00 ～ 22:00	用 田 ・ 葛 原 地 区	40 ・ 50 Km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

藤沢北警察署管内における交通事故実態

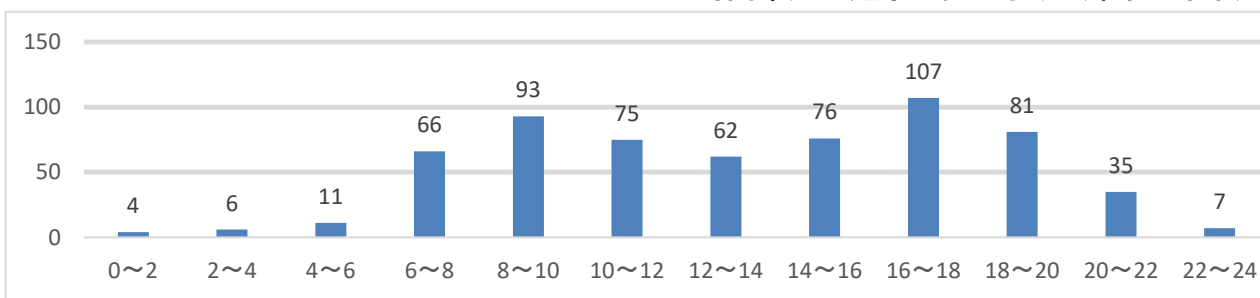


○ 当署管内の主な幹線道路別の人身交通事故発生状況を比較すると、国道467号での発生が最も多く、次いで県道43号、22号線の順となっています。

○ 事故の発生時間帯は、下記のグラフのとおり6時～10時、16時～20時で、朝夕の通勤、通学の時間帯で交通量が増加するのに比例して、事故が発生する確率が高くなっています。

○ 事故の形態の多くは、車両同士では追突事故、また人と車の事故は、横断歩道横断中の事故となっています。

時間帯別交通事故発生状況（令和5年中）



～ 取締りの必要性 ～

県道22号線は、道路環境が整備され速度制限が見直されて、道路の円滑化が図られました。

しかし、その反面、速度制限の範囲を上回る速度は重大事故に発展する危険性が高くなることから

取締りを引き続き強化していくことが必要となるのです。

その他の交通指導取締り要点

- 県道22号線においては、速度取締りのほか、通行禁止違反の取締りを強化します。
- 国道467号、各県道においては、白バイを投入しての速度取締りのほか、交差点違反に関連する取締りを実施します。